

事 務 連 絡

平成21年1月28日

地方厚生（支）局医療保険課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について」
の一部訂正について

「「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について」（平成20年11月28日保
医発第1128003号）について、別添のとおり訂正するので、その取り扱いに遺漏のないよう関係者
に対し、周知徹底を図られたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成20年11月28日保医発第1128003号)

3 別紙1のⅡの第3の2の(39)の「オ」を「カ」とし、「エ」の次に次のように加える。

オ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であって、「療養の給付」欄の「負担金額」若しくは「一部負担金額」の項に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に「障害」と記載すること。

4 別紙1のⅢの第3の2の(34)の「オ」中「健康保険法施行令第42条第6項第1号」を「健康保険法施行令第42条第8項第1号」に改め、「ス」の次に次のように加える。

セ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合には、「特記事項」欄に「高半」と記載すること。

ソ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であって、「一部負担金額」欄に金額を記載する場合又は公費負担医療受給者の場合には、「摘要」欄に「障害」と記載すること。

5 別紙1のⅣの第2の2の(33)の「ア」中「健康保険法施行令第42条第6項第1号」を「健康保険法施行令第42条第8項第1号」に改め、「エ」の次に次のように加える。

オ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合には、「特記事項」欄に「高半」と記載すること。

カ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であって、「一部負担金額」欄に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に「障害」と記載すること。